

質 問 回 答 書

1. 入 札 予 定 日 ： 令和7年 8月 7日(木)

2. 番 号 ： 物品役務入札公告第 078136 号

3. 件 名 ： 上下水道課スマートフォン検針システム賃貸借

4. 納 入 場 所 ： 胎内市 新和町 地内

5. 質問事項及び回答

番号	質問事項	回答	備考
1	仕様書 5 その他条件 (1)に賃貸借期間満了後、物件（ソフトウェアを除く。）を市に無償で譲渡すること。と記載がありますが、ソフトウェアも無償譲渡する場合、納品会社様との3者間の覚書を締結可能でしょうか。 <覚書概要> 「賃貸借満了後、弊社は使用許諾権関係から離脱し、以後納品会社から胎内市様へ無償にて直接許諾される」旨の覚書。 <理由> ソフトウェアについては、リース会社では納品会社様から、非独占的使用権を取得し胎内市様に再使用権を設定しているだけであり、リース会社は処分権(売却権)を有していません。弊社から直接胎内市様に無償譲渡することは出来ず、譲渡するには納品会社様の承諾が必要となります。	(ソフトウェアを除く。)と記載があるので、ソフトウェアの無償譲渡はありません。	
2	ソフトウェアは再リースの予定はありますでしょうか。	お見込みのとおりです。	
3	賃貸借物件に付保する動産総合保険は、賃貸借期間が経過するごとに保険金額が逓減するものでよろしいでしょうか。 また、屋外に設置(使用)する物件はありますでしょうか。 ある場合は屋外設置の物件には屋外も動産総合保険が付保されるようにしたいので教えてください。	お見込みのとおりです。 屋外に設置する物件はありません。	

4	貴市において、予算の減額又は削除されて契約を解除したことはありませんでしょうか。 また、上記が原因で契約を解除した場合には、賠償金のお支払いについて別途協議頂けますでしょうか。	・左記の事由により契約を解除したことはありません。 ・受注者と協議します。	
5	賃貸借機器である検針機器には通話機能及び通信機能は有しない認識でよろしいでしょうか。	通話機能は有しませんが、wifi機能を使つてのデータ送受信は行います。	
6	本件の賃貸借契約書案をお示しいただきたい。契約書案をお示しいただける場合、契約書内容について再質疑に応じていただけますでしょうか。 上記の質問に関連して、契約書案をお示しいただけない場合、契約書は受注者仕様のものでよいという認識でよろしいでしょうか。(なお、弊社仕様の契約書は一般的なファイナンスリース取引を前提とした内容となっております。)	市ホームページに掲載の契約書案を以下のリンクから確認ください。 なお、契約書の内容については、受注者と協議の上、決定します。 chintaishaku_standardkeiyaku_sho_20191001.pdf(city.tainai.niigata.jp)	
7	賃貸借契約書に収入印紙の貼付は必要でしょうか。(賃貸借物件の中に保障サービス5年パックがあるため)	不要です。 ※7月25日国税局電話相談センター確認済	
8	「保守契約について」 本件の賃貸借物件は保守委託契約に係るような保守は「無し」という認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。	